

杉並区自転車ネットワーク路線に関する懇談会 運営要綱

平成28年6月1日
杉並第9934号

改正 平成30年3月14日杉並第66132号 令和6年3月8日杉並第65039号
(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区自転車ネットワーク路線に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 懇談会は、自転車が安全で快適に利用できる環境づくりを効果的・効率的に進めるため、自転車ネットワークを構成する路線の選定、その路線の整備形態等に関する事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内の警察署の代表
- (3) 区内の国道及び都道の管理者の代表
- (4) その他都市整備部長が必要と認める者

(運営)

第4条 懇談会は、都市整備部長が開催するものとする。

2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する。

3 都市整備部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 懇談会は、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第5条 懇談会は、公開とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市整備部管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日杉並第66132号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日杉並第65039号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。